

指定児童発達支援
指定放課後等デイサービス
利用契約書

契約締結日：2025年 月 日

利用者様氏名：_____《児童氏名》_____様

株式会社 AT

重 要 事 項 説 明 書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

事業者の概要

事業者名称	株式会社A T
主たる事務所の所在地	〒213-0013 神奈川県川崎市高津区千年新町9番地15
法人種別	株式会社
代表者名	津田 篤志
設立年月日	2011年2月16日

事業所の概要 (児童発達支援・放課後等デイサービス)

本体事業所名	通所児童支援アットファイン高津末長
所在地	〒213-0013 神奈川県川崎市高津区末長3-19-8 サンパリス1F
事業者指定番号	1455300739
管理者・児童発達支援管理責任者 連絡先	管理者：内野 一美 児童発達支援管理責任者：内野 一美 電 話：044-750-8148
通常の実施地域	高津区、多摩区、宮前区、中原区

事業の目的と運営方針

事業の目的	通所給付決定保護者及び障がい児に対し、適正な児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	① 事業所は、通所給付決定保護者(以下、保護者)及び障がい児(以下、利用者)の意向、利用者の特性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という)を作成し、これに基づき利用者に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する。 ② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供に努める。 ③ 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市区町村、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。 ④ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。 ⑤ 事業の実施にあたっては、前④の他、関係法令等を遵守する。

事業所の職員体制等

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員等が在職しており、サービスを提供致します。

職種	業務	常勤	非常勤	計
管理者	管理業務	1名	0名	1名
児童発達支援管理責任者	個別支援計画を作成 従業者に対する技術指導	1名	0名	1名
児童指導員又は保育士	療育支援	2名	4名	6名
心理指導担当員	療育支援	0名	0名	0名
その他の従業者	療育支援	0名	2名	2名

(注) 2025年3月1日現在

営業時間、サービス提供時間

区 分	平日・土曜日		日曜日・祝祭日
営業時間	平日	11:00～19:00(休憩1時間)	休 日
	土曜、学校休業日	9:00～17:00(休憩1時間)	
サービス提供 時間	児童発達支援	平 日: 10:00～17:30	休 日
		土 曜 日: 9:00～16:00	
	放課後等デイサービス	平 日: 13:30～17:30	
		学校休業日: 10:00～16:00	

(注1) 年末年始(12/29～1/3)は「休日」の扱いとなります。

設備の概要

設備の種類	室 数	備 考
発達支援室	1室	
トイレ	2室	
事務室	1室	
相談室	1室	

サービスの内容

日 課	① お迎え 授業終了後～ ③ 余暇・活動プログラム ※水分提供、トイレ介助は随時実施します。	② 検温 ④ ご帰宅
療育指導	個別支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練、創作活動、外出等での地域交流の機会、余暇等の提供を実施します。	
レクリエーション	誕生会や季節行事等を実施します。	
母子分離受入れ (就学児童レスパイトサービス)	レスパイトケア(ご家族に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス)としての役割も担っています。	
送迎サービス	就学先等へのお迎えを実施します。ご帰宅については基本的にご自宅までお送りいたします。学校休業日はご自宅への送迎となります。	

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成の上、説明を行い、利用者・保護者の同意を得るものとする。

利用料金（利用契約書 第6条参照）

- （1）事業所は、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から当該指定児童発達及び指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- （2）事業所は、法定代理受領を行わない児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- （3）事業所は、第2項の支払いを受ける額のほか、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を保護者から受けることができるものとする。この場合の利用料金については、「料金表 その他のサービス費」に定める。
 1. おやつ代・創作材料代として係る費用
 2. 課外活動等の実施を行った場合の諸経費
- （4）事業所は、第3項全号の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書は当該費用を支払った保護者に対して交付する。
- （5）事業所は、第1項から第3項までの費用に係るサービスの提供に当たり、あらかじめ保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
- （6）利用料金の請求は、1ヵ月ごとに計算しますので、サービス利用月の翌々月27日までに以下のいずれかの方法で支払うものとする。
 - ☐ ①金融機関からの自動引き落とし
 - ☐ ②当事業所の窓口で現金支払い
- （7）利用予定日の前に利用をキャンセル・変更することができます。キャンセルの場合は「料金表 その他のサービス費」にありますキャンセル料金をお支払いいただく場合がございます。

サービスの利用に関する留意事項

- （1）受給者証の確認（利用契約書参照）
「住所」及び「支給量」「障がいの程度による区分」など「受給者証」の記載内容の変更や更新があった場合は、速やかに本事業所従事者に通知するものとする。その際は、月初めに「受給者証」を確認させていただきますので、持参願います。
- （2）個人損害賠償保険への加入
利用者の過失により、他害や物損の可能性があるため、可能なかぎり個人損害賠償保険（AIG等）への加入をお願い致します。（任意）

サービス実施の記録について

本事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容等を記録したサービス提供書をその都度記録してお渡し致します。また日時を記録した実績記録票にもその都度、保護者の押印又はサインを受けるものとする。なお、個別支援計画書及びサービス提供書、実績記録票は、サービス提供日より5年間保存となります。

※尚、5年間を経過したものから事業所にて順次廃棄致します。

損害賠償保険への加入（利用契約書参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・公益財団法人 日本訪問看護財団：あんしん総合保険

協力医療機関

本事業所では、下記の病院に非常時対応等の協力の確認を頂いています。

- ・病 院 名：みぞのくちファミリークリニック (内科/小児科/皮膚科) 院長：高木 博
- ・住 所：川崎市高津区久本3-14-1 ザ・タワーアンドパークス田園都市溝の口 1F
- ・電話：044-829-1002
- ・対応時間：平日 10:00～18:00 (それ以外は救急車対応といたします)

虐待の防止について

事業者は、利用者及び保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 内野 一美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談苦情受付窓口	電話番号	044-440-8148
	相談員	管理者 内野 一美
	対応時間	平日 11:00～18:00

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 提供した児童発達支援及び放課後等デイサービスに関する利用者又は保護者その他の当該利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。
- (2) 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- (3) 事業所は、提供した児童発達支援及び放課後等デイサービスに関し、児童福祉法の規定により、都道府県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又は保護者その他の当該利用者の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (4) 事業所は、都道府県知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告する。
- (5) 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

放課後等デイサービス 利用契約書

第1条（契約の目的）

事業者は、児童福祉法並びに障害者総合支援法等関係法令の理念に基づき、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行い、利用者又は利用者の代理人は事業者に対してそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の期間は、受給者証の支給決定期間とし、利用者又は事業者から申し出がない場合は、就学終了時まで自動更新といたします。ただし第12条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第3条（個別支援計画）

- （1）事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。
- （2）事業者は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ることとします。
- （3）事業者は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者又はその保護者に説明をし、文書により同意を得ることとします。

第4条（事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容）

事業者は、別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。

第5条（サービス提供の記録等）

事業者は、サービスを提供した際に、「サービス支援記録」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。その控えは、利用者の希望があればいつでも利用者に交付します。また、記録を作成後、これを適正に5年間保存します。

第6条（利用者負担金）

サービスに対する利用者負担金は、「料金表」に記載する指定通所支援並びに指定障害福祉サービス等の給付費に対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1ヶ月の負担の上限額となります。）を事業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市区町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。

第7条（説明義務）

事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

第8条（安全配慮義務並びに事故発生時の対応）

- （1）事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体确保安全確保に努めます。
- （2）事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市区町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

第9条（緊急時の援助）

- （1）事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- （2）前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急連絡を行います。

第10条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとします。

- （1）虐待の防止に関する責任者の選定
- （2）苦情解決体制の整備
- （3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （4）虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

第11条（身体拘束に関する取り組み）

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。

第12条（契約の終了）

（利用者の解除権）利用者は希望により、いつでもこの契約を解除することができます。

（事業者の解除権）事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合や、事業の安定的な運営が困難となった場合等、（1カ月以上の予告期間をもって）以下の事項に該当する場合には本契約を解除する場合があります。

- （1）利用者が、故意又は重大な過失により他の利用者もしくは職員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- （2）利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合。
- （3）利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合。
- （4）利用者が死亡した場合。

（主治医の指示による終了）主治医より終了の指示があった場合、本契約は解除となります。

第13条（契約の変更）

利用者の利用状況・身体状況に応じて、利用日の変更をご相談させて頂く場合があります。

第14条（損害賠償・損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について、その損害を加入している保険の保障内容において賠償します。サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

第15条（個人情報保護）

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者や家族に関する個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

第16条（苦情や相談について）

利用者は提供されたサービスに苦情や相談がある場合（サービス提供者に直接言いにくい場合）は、事業者苦情窓口、市区町村又は福祉サービス運営適正化委員会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。苦情の申し立て又は相談があった場合は、事実確認を行い迅速かつ誠実に対応致します。

・当社お客様相談・苦情受付窓口

【本社】

対応時間 : 平日 10:00～17:00
相談員 : アットファイン事業部部長
電話 : 044-322-9288

【高津末長事業所】

対応時間 : 平日 11:00～18:00
相談員 : 管理者 内野 一美
電話 : 044-750-8148

・川崎市苦情相談窓口 障害者施設指導課事業者指導担当 電話 : 044-200-0082

第17条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたり、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（本契約に定めない事項）

利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

本契約に定めのない事項については、児童福祉法並びに障害者総合支援法等関係法令を順守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第20条（反社会的勢力の排除について）

（1）利用者および事業者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

④本契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア．相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。

イ．偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

（2）利用者または事業所の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本媒介契約書を解除することができます。

①第19条1項①または②の確約に反する申告をしたことが判明した場合。

②第19条1項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合。

③第19条1項④の確約に反する行為をした場合。

（3）事業者が前項の規定により本契約を解除したときは、事業所は、利用者に対して、約定報酬額に相当する金額（既に約定報酬の一部を受領している場合は、その額得を除いた額。なお、本契約に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます）を違約金として請求することができます。

料金表（利用者負担金）

川崎市：１０．９６円（２級地）

ひと月の合計金額の請求書を翌月中旬にお渡しし、サービス提供月の翌々月２７日に引き落としさせていただきます。（２７日が金融機関の休業の場合は翌営業日が引き落とし日となります。）

利用料金

	児童発達支援	放課後等デイサービス	
		平日	休日
１日利用	９２８単位/日 １０，１７０円	６０９単位/日 ６，６７４円	６６６単位/日 ７，２９９円
利用者負担額	１，０１７円	６６７円	７２９円

- ・提供するサービスの料金とその利用者負担額について
提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。
通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の１割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、１月あたりの利用者負担額になります。利用料の１割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。
- ・負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市区町村窓口までお問合せください。

加算項目

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
児童指導員等 加配加算	(Ⅰ) 187単位 2,049円 (Ⅱ) 152単位 1,665円 (Ⅲ) 123単位 1,348円 (Ⅳ) 107単位 1,172円 (Ⅴ) 90単位 986円	左記の１割	(Ⅰ) 経験５年以上の常勤専従スタッフ配置 (Ⅱ) 経験５年未満の常勤専従スタッフ配置 (Ⅲ) 経験５年以上の常勤換算スタッフ配置 (Ⅳ) 経験５年未満の常勤換算スタッフ配置 (Ⅴ) その他の従業員を配置 常時見守りが必要な障がい児の支援を行う等支援の強化を図るために、基準を上回る児童指導員等を１名以上配置している場合、利用１日につき加算されます。
専門的支援体制加算	123単位 1,348円	左記の１割	専門的支援が必要な障がい児の支援や保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために専門職を配置した場合、利用１日につき加算されます。
専門的支援実地加算	150単位 1,644円	左記の１割	専門人材が個別・集中的な専門支援を計画的に実施した場合最大月６回まで加算されます。
福祉専門職員配置等 加算	(Ⅰ) 15単位 1,644円 (Ⅱ) 10単位 1,099円 (Ⅲ) 6単位 655円	左記の１割	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合 児童指導員のうち、有資格者が一定割合以上の場合、利用１日につき加算されます。 (Ⅲ)の場合 生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが７５％、又は勤続年数が３年以上のものが３０％を超える場合、利用１日につき加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
家庭支援加算	(Ⅰ) イ：居宅訪問 (1時間以上) 300単位 3,288円 ロ：居宅訪問 (1時間未満) 200単位 2,192円 ハ：事業所対応 100単位 1,096円 ニ：オンライン 80単位 876円 (Ⅱ) イ：事業所対応 80単位 876円 ロ：オンライン 60単位 657円	左記の1割	(Ⅰ) 個別相談支援自宅訪問や事業所内・オンライン等にて 障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合、 月4回まで加算されます。 (Ⅱ) グループでの相談支援 事業所内・オンライン等にて 障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合、 月4回まで加算されます。
利用者負担上限額 管理加算	150単位 1,644円	左記の1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
送迎加算	54単位 591円	左記の1割	事業所が障がい児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
個別サポート加算Ⅰ	120単位 1,315円	左記の1割	サポートプランに基づく支援・評価をした場合に加算されます
関係機関連携加算	(Ⅰ) 250単位 2,740円 (Ⅱ) 200単位 2,192円 (Ⅲ) 150単位 1,644円 (Ⅳ) 200単位 2,192円	左記の1割	(Ⅰ) 関係機関と連携し、個別支援計画を作成した場合月1回まで加算されます。 (Ⅱ) Ⅰ以外で関係機関と情報連携した場合月1回まで加算されます (Ⅲ) 児童相談所、医療機関等と情報連携した場合月1回まで加算されます。 (Ⅳ) 就学先・就職先と連絡調整した場合1回のみ加算されます。
自立支援 サポート加算	100単位 1,096円	左記の1割	高校生(2年・3年)について、学校や地域と連携しながら相談支援や体験等の支援を計画的に行った場合に加算されます
欠席時対応加算	94単位 1,030円	左記の1割	利用予定の前々日、前日又は当日に欠席の連絡があった場合(月4回まで)

※利用料金の金額は概算となります

その他のサービス費

内 容	料 金
おやつ代、創作的活動に係る材料費	1 0 0 円

その他お願い

- ・市町村の支給決定内容等の確認
サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
- ・個別支援計画の作成
確認した支給決定内容に沿って、保護者及び利用者の生活に対する意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、保護者及び利用者に対して内容を説明し、保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。
- ・個別支援計画の変更等
「個別支援計画」は、利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することとします。

緊急時の対応方法

- ・サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ・送迎時間等において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、状態に応じて必要な対応を行います。

連絡先：通所児童支援アットファイン高津末長

電話番号：044-750-8148（対応時間 平日11:00～18:00）

協力医療機関

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関となります。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	みぞのくちファミリークリニック		
医院長名	高木 博		
所在地	川崎市高津区久本3-14-1 ザ・タワーアンドパークス田園都市溝の口 1F		
電話番号	044-829-1002		
診療科	内科・小児科・皮膚科	入院設備	なし

事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。 自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

サービス提供可能開始年月日

サービス提供開始が可能な年月日	2025年 5月 1日
-----------------	-------------

秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

個人情報使用同意書

私（利用者・通所給付決定保護者）、及びその家族の個人情報については、下記に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- （１）事業者が、社会福祉法第 76 条に関する法令に基づき私に行う放課後等デイサービス又は児童発達支援を円滑に実施するため、担当者会議において、又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2. 使用する事業者の範囲

- （１）利用者が提供を受けているすべての医療機関、サービス事業者。
- （２）行政窓口等関係機関。

3. 使用する期間

- （１）契約で定める期間。

4. 条件

- （１）個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることの無いよう細心の注意を払うこと。

5. 個人情報の内容

- （１）氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報。

※「個人情報」とは、利用者個人及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る肖像権を含むものをいいます。

6. その他

事業所は個人情報保護法に準拠し、個人情報を保護するためのしくみをつくりその実践に努め、個人情報保護活動を行います。

以上

- 前記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

私は、以上の契約の内容および重要事項、利用料金、追加サービスの確認、個人情報使用同意書等について 通所児童支援アットファイン高津末長 より説明を受け、内容を確認しました。

当事業者は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとして、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について利用者へ説明しました。当事業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

事業者名称	株式会社 A T (代表者) 代表取締役 津田篤志		
担当事業所	通所児童支援アットファイン高津末長	説明者	湯川 拓摩
住所	神奈川県川崎市高津区末長 3-19-8 サンパリス 1F		
電話番号	044-750-8148	FAX	044-750-8149